

## いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱運用方針

	平成	3	年	4	月	1	日
改正	平成	5	年	4	月	1	日
改正	平成	7	年	4	月	1	日
改正	平成	8	年	4	月	1	日
改正	平成	10	年	4	月	1	日
改正	平成	11	年	4	月	1	日
改正	平成	15	年	7	月	1	日
改正	平成	16	年	4	月	1	日
改正	平成	18	年	4	月	1	日
改正	平成	20	年	4	月	1	日
改正	平成	22	年	4	月	1	日
改正	平成	24	年	3	月	30	日
改正	平成	26	年	3	月	28	日
改正	平成	26	年	7	月	3	日
改正	平成	27	年	3	月	31	日
改正	平成	29	年	1	月	26	日

### 第2条(助成対象事業)関係

(1) いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条に規定する「政策課題に基づき、市町村が広域的又は小規模に実施するソフト事業」とは、次の事業をいう。

なお、「広域的」とは、複数の市町村が共同で事業費の負担をし、実施する事業で、その効果が広域に及ぶ場合をいい、また、「小規模」とは、広域事業以外の事業をいう。

イベント事業  
広報宣伝事業  
研修等事業  
試験研究事業  
情報通信事業

(2) 交付要綱第2条第2項に規定する「市町村が関与する実行委員会等」とは、事業の実施を目的として市町村と民間が組織する団体(以下「実施団体」という。)をいい、事業の実施に当たって市町村が実施団体の構成員として主体的に関与し、かつ相応の経費負担をする場合に該当するものである。

(3) 前号に規定する「主体的に関与し」とは、規約等で市町村が構成員となっているのみならず、実施団体の会長や理事、委員等の主要な役職に、市町村長等又は市町村の職員が職務として就任し、事業推進に参画していることをいう。

(4) 広域事業については、実行委員会等を構成する市町村が、原則として20万円以上を負担していることを助成の要件とする。

(5) ふるさと市町村圏基金及びその運用益の活用により実施する事業は助成対象外とする。

### 第4条(助成期間)関係

(1) 交付要綱第4条に規定する「助成期間」を経過した事業については、原則として第10回以降5年ごとに記念事業を実施する場合に限り、助成対象とする。

(2) 交付要綱第4条のただし書きに規定する「継続して支援することが必要であると理事長が認める事業」については、市町村の広域的連携の促進を図る目的から認めるものであり、事業の効果及び必要性などを総合的に勘案の上、決定する。

#### 第5条(助成金額)関係

- (1) 助成金は、助成対象事業費のうち市町村が負担する経費を対象とするが、原則として次の経費は助成対象外とする。ただし、その経費を負担することが事業を実施する上で最低限必要と認められる場合は、この限りではない。  
食糧費  
賃金及び職員費  
備品購入費  
修繕費  
工事請負費
- (2) 交付要綱第5条に規定する「理事長が特に必要と認める場合」については、交付要綱第2条に規定するソフト事業を対象とし、かつ、事業の効果及び必要性などを総合的に勘案の上、決定する。
- (3) 助成金額は、助成対象事業費から国・道補助金、地方債などの特定財源を控除した後の市町村が負担する経費の2分の1以内とする。

#### 第6条(助成の申請手続)関係

- (1) 当該事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ別記第2号様式を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 前号に規定する「軽微な変更」とは、事業の目的を実質的に変更するものではなく、かつ、総事業費の10分の2未満の経費の変更をいう。

#### 第9条(決定の取消等)関係

- (1) 交付要綱第9条第2項及び第3項に規定する「必要な措置」とは、一定の期間、当該市町村に助成しないことをいう。
- (2) 前号に規定する「一定の期間」とは、助成決定の取り消し又は必要な措置を講じた年から5年以内とする。ただし、情状に応じてその期間を短縮又は免除することができる。

#### 第10条(実績報告)関係

交付要綱第10条に規定する「事業完了後は、速やかに」とは、事業完了後、1か月以内をいう。

#### 第11条(助成金の額の確定及び交付)関係

助成金の交付先は市町村とする。ただし、広域事業については、代表市町村が提出した助成金配分内訳に基づき、市町村に交付するものとする。

#### 第12条(現地調査の実施)関係

- (1) 交付要綱第12条に規定する「現地調査の実施」に当たっては、別紙の実施要領により対象市町村に対して、現地調査の1か月前に通知するものとする。ただし、理事長が特に調査を実施しなければならないと認めたときは、この限りではない。
- (2) 交付要綱第12条第2項に規定する「必要な措置」とは、一定の期間、当該市町村に助成しないことをいう。
- (3) 前号に規定する「一定の期間」とは、現地調査の実施から5年以内とする。ただし、情状に応じてその期間を短縮又は免除することができるものとする。